

標 題：

マルタ籍 GMDSS 適用船に
要求される無線通信要員の件

NKテクニカル インフォメーション

No.： 293

Date：平成10年12月16日

関係船主・造船所各位

マルタ政府から同国国籍を有する GMDSS 適用船に要求される無線通信要員の要件について、下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

- 記 -

マルタ籍 GMDSS 適用船に要求される無線通信要員の要件

海域 A1 を超えて航行する GMDSS 適用船で船上保守が選択されていない場合

貨物船

- 少なくとも、GOC を所持する航海士 2 名、又は GOC を所持する専任の通信士 1 名のいずれか。

旅客船

- 少なくとも、GOC を所持する航海士 3 名、それぞれ GOC を所持する専任の通信士 2 名と航海士 1 名、又はそれぞれ GOC を所持する専任の通信士 1 名と航海士 2 名のいずれか。

以 上

お問い合わせ：材料機装部

Tel：03-5226-2020

Fax：03-5226-2019

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてればと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。
疑問についてはいつでもご相談下さい。